

もうひとつの子供の日 第22回『WILL』のお知らせ



私たち「少年犯罪被害当事者の会」は、少年によって最愛の子供を殺された家族の会です。1997年に結成してから、一切の政治や宗教等にとらわれることなく遺族を中心に、少年法の問題など理不尽な体験を各方面に話すとともに、毎年シンポジウムを行い、皆様と課題や問題点を議論してきました。

私たち被害者にとって、被害が回復されるということはありません。しかし、加害者から損害賠償の支払いや謝罪がほとんど行われないう現状は、私たちの苦しみを強め、長引かせるものになっています。2022年、民法が改正され18歳が成人となりますが、少年法には適用されない見込みとなり強い怒りを覚えています。私たちは、刑事裁判では少年ということで減刑され、民事裁判では親の責任が認められず、その矛盾に苦しんできました。今回は、新型コロナウイルス感染防止のため、専門家ら外部の人は招かず、遺族だけの参加になりますが、民法改正との矛盾や、加害少年の矯正教育の不十分さについて意見を交わしていきたいと思えます。

子供たちをこれ以上被害者にも加害者にもしないためにも皆様方のご協力をよろしくお願い致します。

今年のテーマ／罪を犯した時だけ、なぜ子どもなんですか
~改正民法との矛盾と、矯正教育を問う~

**新型コロナウイルス感染予防のため YouTube で配信するので、
会場には入れません。**

- ★ 出演者 遺族
- ★ と き 2020年10月10日土曜日午後1時から配信予定（後日録画も公開予定）
- ★ 配信方法 YouTubeで動画を配信します
YouTubeで「少年犯罪被害当事者の会 第22回 WiLL」で検索してください
- ★ 主催 少年犯罪被害当事者の会
- ★ 後援 大阪府・大阪市
- ★ 問い合わせ 少年犯罪被害当事者の会事務局
代表 武 るり子
TEL 06-6478-1488

社会で騒がれた事件だけが重大事件として扱われ、私たちの様な少年事件のほとんどが命を命として扱ってもらえず、そのうえ、どこからもフォローされなかったのが現状でした。

「死んだ者はしかたがない」と簡単に扱われ、加害少年には人権があり、立ち直る可能性と将来があると強調されてきました。

さらに、殺された子供たちの権利や、それまで生きてきた事実までも、無視した扱いをうけてきました。子供たちは、決して死にたくなかったのです。

そんな子供たちを思い出してほしい、忘れないでほしいと思ってきました。

決して一家族だけで、悩まないで下さい。

☆ 『WILL』・・・意志・決意・願い・気持ち・遺言などの意味があります
大阪府犯罪被害者等支援社会づくり活動事業

